

2017年5月23日

## 賃貸住宅入居者向け新商品「新リバップガード」を6月1日より販売開始 ＝補償ワイド化・入居者死亡時の貸主請求可能・スマホ簡単申込＝

大東建託グループの少額短期保険ハウスガード株式会社（代表取締役社長：加科 真）は入居者様向けの新商品「賃貸住宅入居者あんしん補償保険（ペットネーム：新リバップガード）を開発し、6月から販売を開始します。

当社では以前より賃貸住宅入居者様向けの保険を販売していましたが、入居者様のニーズの多様化や社会情勢の変化に対応し、保険の総合性を高めるとともに、お客様の利便性も向上させた新商品「新リバップガード」を発売することとしました。

### 1. 新リバップガードの主な特長

#### （1）補償のワイド化

旧来の商品の補償に次の補償を追加します。

##### ①持ち出し家財の補償

旅先のホテルの火災等で生じた携行品の損害を補償します。

##### ②再発防止費用の補償

ピッキングによるドアロックの被害及び凍結による水道管の被害の再発防止のための費用を補償します。

#### （2）社会情勢変化への対応

保険金を請求できる方の範囲を拡大します。

##### ①賠償責任補償の被保険者拡大

重度認知症の方などの責任無能力者が事故を起こした場合、監督義務を負う別居の親族等の賠償責任も補償の対象となります。

##### ②入居者死亡時の修理費用の貸主請求

賃貸住宅内での入居者死亡による損害について、入居者の相続人が不明等の場合、貸主（損害賠償請求権者）が借家人賠償責任補償の保険金を請求できます。

#### （3）お客様利便性の向上

保険加入時の手続きが簡単・便利になります。

##### ①スマートフォンからの加入手続き

お客様のスマートフォンにて保険加入および保険料払込の手続きが簡単にできます。

##### ②銀行振込への払込猶予期間の導入

法人等のお客様が保険料を銀行振込で払い込む場合、払込の猶予期間が適用されます。

### 2. 開発の背景

当社では2014年12月の営業開始時より賃貸住宅入居者向けに累計約6万件のリバップガードを販売してきましたが、今までにいただいたお客様、不動産会社代理店からの声や社会情勢の変化を踏まえ、新商品を開発することとしました。新商品では入居者の活動範囲や損害再発防止に焦点を当て、補償種類の拡大を行いました。また、高齢化の進展に伴う監督義務者等の責任発生や社会問題化している孤独死による貸主の負担に対応した改定も行いました。加えて、お客様の利便性向上の観点で、個人のお客様にはスマートフォンにより簡単に保険加入と保険料払込ができるようにし、そして銀行振込で保険料を払い込む法人等のお客様には手続きの猶予期間を設けました。

＜本件に関するお問い合わせ先＞  
少額短期保険ハウスガード株式会社 業務企画管理部 西村  
TEL：03-6718-9240